

第2回下水道設備台帳管理システム運用調査委員会における主な意見および対応（案）

資料 1

No.	委員意見	該当頁	修正(案)	第2回委員会提示
1	下水道関係資料は全て登録する必要があるような記載とするとシステム導入が進まないの記載方法を再検討するべきである。	1－2	なお、紙の資料の電子化をまとめて行くと、一度に膨大な費用と時間を要するため、目的や情整理する情報の使用頻度等から優先順位を設定し、順次電子化を進めていくことが有効である。	(新規追加)
		1－7	なお、下水道設備台帳管理システムで取り扱う情報については、多くの情報をまとめて電子化すると、一度に膨大な費用と時間を要するため、目的や情整理する情報の使用頻度等から優先順位を設定し、順次電子化を進めていくことが有効である。なお、「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクルの構築に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)-2021 年版－(令和3年3月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部策定)」の中で優先的に登録すべき情報項目の例が示されているので参考とされたい。	(新規追加)
2	「可能な範囲で情報をオープンアクセス化」という文言について、情報の公開を制限することを想定しているが、「オープンアクセス化」という言葉が自由に情報にアクセスできるなど、誤った解釈をされる恐れがあるので修正が必要である。	1－3	(例5) 官民連携の推進 中小規模の地方公共団体において、少ない職員数で下水道事業を持続することは困難になってきており、今後はより一層、官民連携を推し進めていく必要がある。 しかしながら、下水道設備台帳管理システムを導入していない地方公共団体では、施設・設備情報や維持管理情報を維持管理会社等のデータベースにて管理していることが多く、自ら情報を管理していない場合、官民連携の推進に当たって必要な情報を自ら提供できない。 そのため、官民連携を推進するためには、下水道設備台帳管理システムを導入し、地方公共団体が自ら施設・設備情報や維持管理情報を管理できるようにしておく必要がある。 さらに、下水道設備台帳管理システムの導入し、委託事業者とデータベースを共有化することもできるため、データベースを活用した効率的な履行状況のモニタリングが可能になると期待できる。下水道設備台帳管理システムを起点とした活用のイメージを図 1 3に示す。ただし、データベースを共有するにあたっては、図 1 3に示すように多くの事業者が利用することになるため、セキュリティなどの観点からも工事会社、維持管理会社、コンサル等の民間事業者の一部のデータのみ参照可能なアカウント権限を与えるといったアクセス制限などについても設定することも必要である。	(例5) 業務委託・工事の競争性の確保 下水道設備台帳管理システムの導入に加え、可能な範囲で情報をオープンアクセス化することによって、多くの民間事業者が詳細な施設・設備情報や維持管理情報を閲覧可能となる。 そのため、下水道設備台帳管理システムの導入によって、新規参入者が増え、競争性の確保に貢献することが期待できる。 (例6) 官民連携の推進 中小規模の地方公共団体において、少ない職員数で下水道事業を持続することは困難になってきており、今後はより一層、官民連携を推し進めていく必要がある。 ただし、下水道設備台帳管理システムを導入していない地方公共団体では、施設・設備情報や維持管理情報を維持管理会社等のデータベースにて管理していることが多く、自ら情報を管理していない場合、官民連携の推進に当たって必要な情報を自ら提供できない。 そのため、官民連携を推進するためには、下水道設備台帳管理システムを導入し、地方公共団体が自ら施設・設備情報や維持管理情報を管理できるようにしておく必要がある。 また、下水道設備台帳管理システムの導入によって、データベースを共有化できるため、情報のオープンアクセス化による受託者選定時の競争性確保、データベースを活用した効率的な履行状況のモニタリングが可能になると期待できる。
3	設備情報管理機能に土木や建築が含まれることを明示しておくべきである。	1－7	(図 1－4) ※1 施設:処理場、ポンプ場、マンホールポンプ場(機械・電気設備のみ)のこと ※2 設備:土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気の各個別資産のこと。	(新規追加 図 1－4注釈として追加)
4	本委員会で検討している導入の手引きは、設備台帳システムを未だに導入していない地方公共団体を対象とすることを基本とするが、導入済みの自治体のシステム改修時の参考として利用も想定していることも明示すべきである。	1－7	また、既にシステムを導入している地方公共団体においても、改修を行うにあたって支援できるものと考えているので、その際も参考としていただきたい。	(新規追加)
		5－1	なお、既にシステムを導入している地方公共団体においても、改修を行うにあたって参考としていただきたい	(新規追加)
		6－1	なお、既にシステムを導入している地方公共団体においても、改修を行うにあたって参考としていただきたい	(新規追加)
5	設備情報の取得価格の把握方法を導入の手引きに記載すべきである。	2－23 表 2－15	(表 2－15) 取得価格とは、ストックマネジメント計画策定にあたって参考となる各設備を設置するための工事価格を想定。なお、取得価格の算出例としては、工事費用を設備費用で案分が挙げられる。	(表 2－15)取得価格とは、各設備を設置するための工事価格を想定している。
6	処理場ポンプ場の苦情と設備を関連付ける必要があるのか整理すべきである。	2－34 図 2－5	維持管理情報は基本的に設備情報に関連して管理するものとする。ただし、処理場・ポンプ場施設に係る苦情・事故情報は、施設情報に関連して管理することが多い。 (図 2-5注釈) 苦情・事故の原因が設備によるものであることが判明している場合は、施設情報に加えて、設備情報に紐づけて管理することが望ましい。	維持管理情報は基本的に設備情報に関連するものの、苦情・事故情報の一部は、施設情報に関連して管理する。
7	構造計算の結果をファイリングデータとして取り扱うことが可能であれば記載したほうがよい。	2－38 表 2－25	(表 2－25)事業計画書など各種関連計画書、基本設計・詳細設計図書、ストックマネジメント計画報告書、耐水化計画報告書、構造計算書 など	(新規追加、表 2－15項目に追加)
8	機能要件と非機能要件をしっかりと指定することがシステムの成否に直結することから、仕様書を充実させるべきである。	4－6	表 4-1の出典として示した、「非機能要求グレード2018」に具体的な非機能要件の要求例が記載されているので、参考にしていただきたい。	(新規追加)
		資料編	(資料2資料編のとおり、導入事例に示した地方公共団体が発注した際の仕様書3つを例示)	(新規提示)
9	システム構築では近年、ISMAPやISO27017取得が重要視されているが、受注想定ベンダーの取得状況を鑑みる必要がある。	4－6 表 4－1	(表 4－1)システム構築における情報セキュリティに関してISO27001 (ISMS)、ISO27017(クラウドセキュリティ)等の規格があるので参考とされたい。	(新規追加、表 4－1注釈として追加)
		6－1	なお、システム構築における情報セキュリティに関して、ISO27001 (ISMS)、ISO27017(クラウドセキュリティ)等の規格があるので仕様を作成するにあたって参考とされたい。	(新規追加)
10	システム構築費とシステム運用費用は不可分であることを勘案し、仕様書では保守費用の考え方について整理すべきである。	5－1	また、費用の検討に当たっては、システム整備費用(イニシャルコスト)だけでなく、システム運用費用及びデータ更新費用等(ランニングコスト)を含め、ライフサイクル全体を考慮することが必要である。	(新規追加)
11	クラウドサービスは為替レートによって提供費用が変化する場合があるため、見積書に為替レートに関する項目を記載すべきである。	5－1	なお、為替市場レートの変化に伴い、システム運用費用を変更する必要がある場合は、どのような計算方法で変更するのか留意する必要がある。	(新規追加)